

脳卒中(維持期医療を担う医療機関)

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
維持期・生活期	日常生活への復帰及び日常生活維持のためのリハビリテーションを実施する機能	<p><選定基準></p> <p>① 脳卒中発症後の要介護状態等に伴う誤嚥性肺炎の予防や口腔機能を維持向上させるための診断、治療、保健指導が可能であること</p> <p>② 脳卒中治療を行う他の医療機関と必要な診療情報や治療計画を共有するなどの連携が可能であること。</p>	<p>・介護老人保健施設</p> <p>・介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所</p> <p>・歯科医療機関</p>